



顧問弁護士 からの メッセージ



ブレイクモア法律事務所
弁護士
平野 高志 氏

(下記は弁護士平野高志が当協会向けに配布しているニュースレターを再編集したものである)

小林製薬 紅麹事件

大変な事件です。発表が遅れたことに批判がありますが、こうした不祥事において、原因や全体像がはっきりしない中で発表を躊躇することが多くなりがちです。

こうした不祥事の時、「できれば開示を遅らせたい、その間にリカバー策が見つかって事態が好転するかもしれない」と思っています。「中途半場に発表してかえって混乱を生じるおそれがあること」を正当化事由にして開示を遅らせてしまうことがあります。

しかし、この件は開示を遅らせてはいけなかった。人の生命、身体にかかわることについては、不十分であっても開示を急ぐべきです。不祥事の際に、開示をするかどうか、いつ開示するかを判断するのは不可能です。どう判断するかについての明確なルールを事前に作っておく必要があります。人は弱いもので、明確なルール(例えば人の生命身体、社会に大きな影響のある事件発生の場合は、発生の翌々日には開示)が必要です。

金型の無償保管

公正取引委員会はニデックテクノモータ(本店・京都府京都市。ニデックの100%子会社)に対して、貸与金型等を用いて製造する産業用モータの部品について、具体的な発注がない状態なのに下請事業者4444名に対して金型等は無償で保管させるとともに、現状確認など棚卸作業を行わせていたことに対して下請代金支払遅延

等防止法44条22項33号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)に違反する行為が認められたとし、同法77条33項に基づき勧告を行いました。

金型関係のこの手の事件は平成23年以降で3件目です。捕まることが明らかなのに、どうしてやめないのかなと思いますが、実は金型を含む製品の取引の長年の慣行があるようです。

AAがBBに製品の製造を発注するとき、

BBはまず金型を作ります。そして製品を作ります。BBはこの金型を製品とともにAAに販売しますが、金型はBBが預かります。次の注文のためです。こうした慣行があるので、金型を無償で管理させることは当たり前だったわけです。ですから、急にだめだと言われてもやめられない。しかし、上場会社で金型を長期間発注がないのに下請業者に保管させている場合は直ちにやめたほうが良いと思います。

システム開発に関する紛争

東証スタンダード上場の両毛システムズ株式会社から、システム開発に係る裁判についての発表がありました。私はこの裁判に全く関与しておらず発表をみただけですが、この裁判が2018年に開始されたこと、第一審である地方裁判所の判決が8年弱経過した今年に出されたこと、訴額は34億円であること、判決はその1割強の4億円強がみとめられたことを知りました。

再び申し上げますが、私はこの裁判に全

く関与していません。ただ、こうした裁判を多数経験している弁護士として言わせてもらえば、システム開発関係の裁判でこうしたこと(長年裁判して結果はあまり意味がない)はよくあって、システム開発関連の紛争において裁判での解決がいかに不効率がよくわかります。

システム開発に関する紛争は、①紛争が起こる前に対処、②紛争が起きたらすぐに対処、③紛争がこじれても裁判なしで解決が大切です。そのための対策を事前にとることが大切です。

平野 高志 氏 プロフィール

1985年 弁護士登録
1985年-1988年 八木総合法律事務所(現牛島法律事務所)
1988年-1990年 米国シカゴMasuda, Funai, Eiffert & Michell法律事務所
1990年 ブレイクモア法律事務所入所
2000年-2006年 マイクロソフト日本法人(法務担当執行役等)、ブレイクモア法律事務所に復帰
社団法人コンピュータソフトウェア協会フェロー、財団法人ソフトウェア情報センター評議員、株式会社ファルテック監査役、リョービ株式会社監査役、ミルボン株式会社監査役、著作権法学会員、日本工業所有権法学会員、日本経済法学会員、情報処理推進機構 2020年モデル取引・契約書見直し検討部会 主査